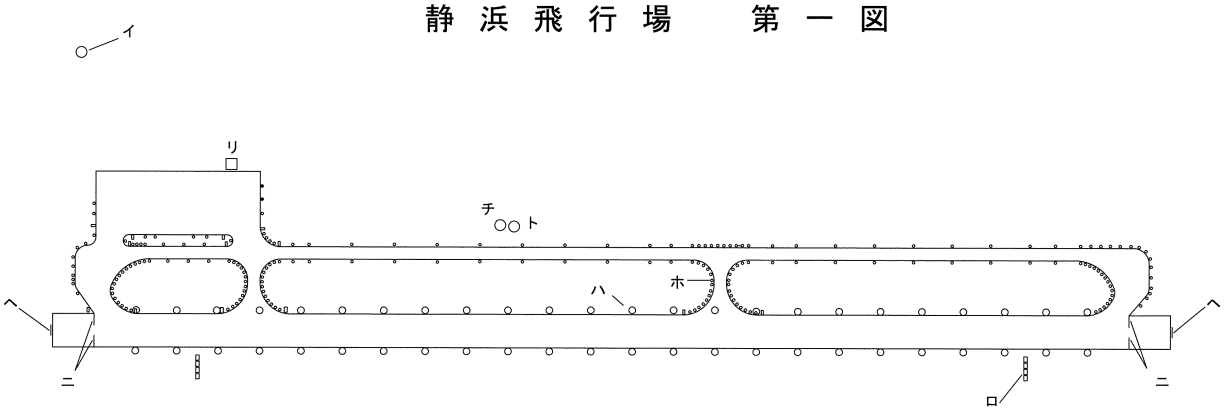
三　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十二号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項中「静岡県志太郡大井川町」を「静岡県焼津市」に改める。

静浜飛行場　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	進入角指示灯
ハ	滑走路灯
ニ	滑走路末端灯
ホ	誘導路灯
ヘ	離陸目標灯
ト	着陸方向指示灯
チ	風向灯
リ	指示信号灯



○防衛省告示第六十七号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、浜松飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十三年防衛庁告示第百八十号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「浜松飛行場燈火」を「浜松飛行場灯火」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

㈡　第二項中「航空燈火」を「航空灯火」に、「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

㈢　第四項の表飛行場灯台の項中「毎十秒間に二閃（五秒ごとに」を「六十秒毎に二十閃光（三秒毎に」に、「一閃」を「一閃光」に、「航空白五万カンデラ、航空緑」を「実効光度白色光十五万カンデラ、緑色光」に改める。

㈣　第五項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

㈤　第六項第二号中「滑走路末端燈」を「滑走路末端灯」に改め、同項第三号中「誘導路燈」を「誘導路灯」に改める。

㈥　備考中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「灯質　白熱電燈」を「灯質　白熱電灯」に改める。

○防衛省告示第六十八号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、岐阜飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十三号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項第三号中「四万六千五百平方メートル」を「約八万四千二百平方メートル」に改める。

二　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十四号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表飛行場灯台の項中「毎九秒間に二閃（四・五秒ごとに」を「六十秒毎に二十閃光（三秒毎に」に、「一閃」を「一閃光」に、「航空白最大百二十万カンデラ、航空緑最大」を「実効光度白色光百二十万カンデラ、緑色光」に改める。

㈡　備考中「不動光及び」を削る。

㈢　第一図を次のように改める。